

検討にあたっての考え方

無料低額宿泊事業の事業内容は、事業者によって様々であり、居室の提供のみを行っている場合から日常生活上の支援を行う事業者まで様々であることから、そのような多様性も考慮して、最低基準を設定する必要がある。

主な事業実施パターン

①住居・居室のみ提供している場合

(利用者から居室使用料を受領)

②住居の提供とあわせて食事の提供等を行っている場合

(利用者から居室使用料
+ 食事の提供等に要する費用を受領)

③住居の提供、食事の提供等を行っているほか、入居者の状況把握及び相談支援、その他入居者の課題に応じた生活支援を行っている場合

(利用者から居室使用料+食事の提供等に要する費用+生活支援に要する費用を受領)

①～③ともに、無料低額宿泊事業として最低限守らなければならない内容については、最低基準として規定

※ 提供されるサービスの内容によって該当する項目等を書き分ける

③の場合、日常生活支援の委託(委託費の交付)を受ける条件として、上乘せで求める基準は、別途、省令で規定する「日常生活支援住居施設の認定要件」の中で整理する。
(内容は別途検討)

人員・設備に関する基準について

無料低額宿泊事業の人員に関する基準について ①

検討事項の整理

- ・無料低額宿泊事業の人員配置に関する最低基準として、社会福祉法上で設置が義務づけられている「施設管理者」について具体的な要件等を定める。
 - ・「施設管理者」以外のその他の職員配置の要件等を定める。
- ※ 日常生活支援の委託を受ける場合に必要な職員の配置基準については、日常生活支援住居施設の要件として別途定める。

施設管理者の配置

施設管理者(施設長)については、法律上、専任(※)での設置が義務づけられている。現行ガイドライン上も施設長を配置することとされているが、最低基準上どのように規定するか。

※「専任」の一般的解釈

専任：当該業務を専ら担当していること。他の業務と兼務可

専従：当該業務に専ら従事していること。他の業務との兼務は原則不可

○現行ガイドライン

- ・施設長及び利用者数、提供するサービス内容に応じて必要な職員数を配置すること。

○社会福祉法
(管理者)

第六十六条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。
(社会福祉住居施設の管理者)

第六十八条の六 第六十六条の規定は、社会福祉住居施設について、準用する。

方向性

- ◆ 無料低額宿泊事業においては、入居や退去に関する調整業務、入居者や施設の安全管理等の業務の責任者として、専任の施設管理者の配置を求めることとしてはどうか。
- ◆ 施設管理者は、主たる業務として当該施設の業務を担当している者とするが、「専従」規定は設けず、他の業務との兼務も差し支えないこととしてはどうか。

他の最低基準の例

○救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準

第6条 救護施設等の職員は、もつぱら当該施設の職務に従事することができる者をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第11条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。(略)

- 一 施設長
- 二～七 (略)

○福祉ホームの設備及び運営に関する基準
(職員の配置)

第10条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない

無料低額宿泊事業の人員に関する基準について ②

施設管理者の要件

現行ガイドラインにおいては、施設管理者(施設長)の要件について、次のいずれかに該当する者としているが、最低基準上どのように定義するか。

- ア 社会福祉法第19条第一項各号のいずれかに該当する者 (※)
- イ 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ウ ア又はイと同等以上の能力を有していると認められる者

※社会福祉法第19条第一項各号(社会福祉主事任用資格要件)

- ① 学校教育法に基づく大学等で、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 社会福祉士
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ⑤ ①～④と同等以上の能力を有すると認められる者(精神保健福祉士等)

方向性

- ◆ 施設管理者の要件については、現行ガイドラインの要件(上記ア～ウ)のとおり、最低基準に位置づけてはどうか。
- ◆ その上で、「社会福祉事業に2年以上従事した者」の要件における社会福祉事業の範囲については、清掃・調理業務等の業務の経験は含めないことを解釈通知等で明記してはどうか。
- ◆ 「同等以上の能力を有していると認められる者」の具体的判断基準については、各種社会福祉施設の共通の取扱いとして「社会福祉施設の長の資格要件について(昭和53年2月20日社庶13号)」により、施設長資格認定講習会の課程を修了した者とされており、無料低額宿泊事業の施設管理者も当該通知の取扱いによるものとしてはどうか。

その他の職員の配置

その他の職員配置については、現行ガイドライン上も具体的な配置数を記載していないが、提供されるサービスの内容が様々である中で、その他の職員配置について、どのように定めるか

○現行ガイドライン

- ・施設長及び利用者数、提供するサービス内容に応じて必要な職員数を配置すること。

方向性

- ◆ その他の職員配置については、現行ガイドラインを踏襲し、「施設の入居者数及び提供するサービスの内容に応じて必要な職員数を配置すること」としてはどうか。
- ◆ また、日常生活支援の委託を受ける場合に必要な職員の配置基準については、日常生活支援住居施設の認定要件において定めることとして、最低基準上は、「日常生活支援住居施設として日常生活上の支援の委託を受ける場合は、当該施設における職員配置の要件を満たすこと」としてはどうか。

地域に点在する住居等を一体的に管理して事業実施する場合の取扱い

地域に点在する住居等を一体的に管理運営する事業形態の場合について、施設管理者及びその他の職員配置をどのように定めるか。

方向性

- ◆ 地域に点在する住居等を一体的に管理運営する事業形態の場合、事業の適正な実施を確保する観点から、何らかの基準を設けてはどうか。(住居間の距離(移動時間)、施設管理者が担当できる利用者数の上限等)
- ◆ その上で、上記の一体的事業として運営する事業単位ごとに、専任の施設管理者及び提供するサービスの内容に応じた必要な職員を配置することとしてはどうか。

無料低額宿泊事業の設備に関する基準について ①

検討事項の整理

- ・居室の基準以外で、トイレ、浴室など設置が必要な設備に関する基準を定める
- ・建物の構造、消防設備など防火・防災対策上で必要な基準について定める

居室以外の設備

居室以外の設備については、現行ガイドラインでは次のとおり規定しているが、最低基準上どのように規定するか。

- ①談話室
- ②相談室
 - ・談話室と兼用する場合はプライバシーに配慮すること
- ③食事を提供する場合は食堂
- ④浴室
 - ・人数に見合った数
- ⑤洗面所(居室のある階に定員に見合った数)
- ⑥トイレ(居室のある階に定員に見合った数)

他の最低基準の例

○救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準

第二十九条 宿所提供施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。(略)

- | | |
|-------|--------|
| 一 居室 | 二 炊事設備 |
| 三 便所 | 四 面接室 |
| 五 事務室 | |

○福祉ホームの設備及び運営に関する基準(設備の基準)

第九条 福祉ホームは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- | | |
|-------|--------|
| 一 居室 | 二 浴室 |
| 三 便所 | 四 管理人室 |
| 五 共用室 | |

方向性

◆ 現行ガイドラインを基本としつつ、次のとおり、設置しなければならない設備と、提供するサービスの内容に応じて設けるべき設備と分けて記載してはどうか。

(1) 設置しなければならない設備

浴室(浴槽があるもの)、洗面所、トイレ、炊事設備、洗濯設備

(2) 提供するサービスの内容に応じて設けるべき設備

共用室、食堂(食事を提供する場合)、相談室

(参考) 各施設の設備基準の例

	無料低額宿泊所	救護施設	宿所提供施設	養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム	認知症グループホーム	サービス付き高齢者向け住宅	障害福祉ホーム
浴室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洗面所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
便所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
談話室・共用室・集会室等	○	○	—	○	△	○	—	○	—	○
食堂	○	○	—	○	△	○	○	—	—	—
面談室	○	○	○	○	△	○	○	—	—	—
調理室	—	○	—	○	—	○	○	—	—	—
台所・炊事設備	—	—	○	—	—	—	○	○	○	—
洗濯室	—	○	—	○	△	○	○	—	—	—

その他、施設によって医務室、機能訓練室、宿直室等の設置について規定

無料低額宿泊事業の設備に関する基準について ②

建物の構造

現行ガイドラインでは、「建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であるなど建築基準法を遵守」することとされているが、最低基準上どのように定義するか。

建築基準法の規定について

- ・建築基準法上、無料低額宿泊所として特別な規定は設けられておらず、一般的には「寄宿舍」としての規制が適用される。
- ・寄宿舍について、建築基準法上、耐火建築物等(※1)にしなければならない建築物と規定されているものは、3階建て以上、又は、2階部分の床面積の合計が300㎡以上のもとなっている。

※ 建築物の構造については、「耐火建築物」、「準耐火建築物」の他、建物から避難終了までの間に倒壊等を防止するための基準に適合した「特定避難時間倒壊等防止建築物」があり、寄宿舍については、面積等に応じて、特定避難時間倒壊等防止建築物としての規制がかかる。

※ 平成30年6月に公布された建築基準法改正法では、空き家等の既存ストックの利活用を推進するため、空き家等を福祉施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とする等の改正が行われている。（施行は公布から1年以内施行）

【建築基準法改正法（平成30年6月27日公布）の主な改正内容】

- 戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ3階建て以下）を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
- 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し（不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し）

方向性

- ◆ 無料低額宿泊所の建物については、既存建物を利用している場合が多く、その規模や構造は様々である。
- ◆ そのため、一律な規定を設けることは困難であるが、建物の構造等については、その規模等に応じて建築基準法に基づく規制に服することとなっていることから、最低基準上は「建築基準法の規定を遵守した建築物であること」としてはどうか。

○建築基準法

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備(略)を設けなければならない。

- 一 別表第一(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供するもの
- 二 別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(一)項の場合にあつては客席、同表(二)項及び(四)項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの
- 三 別表第一(い)欄(四)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの
- 四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物(第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条—第三十五条の三、第九十条の三関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分((略)(二)項及び(四)項の場合にあつては二階、(略))の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百平方メートル (屋外観覧席にあつては、千平方メートル)以上	
(二)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、 寄宿舎 その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	三百平方メートル以上	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二千平方メートル以上	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	五百平方メートル以上	
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		二百平方メートル以上	千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		百五十平方メートル以上

無料低額宿泊事業の設備に関する基準について ③

消防設備について

現行ガイドラインでは、「消防法に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガス漏れ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分に設けること」、「避難誘導灯・避難口・避難経路を整備し、利用者の安全確保を図ること。また、消火器及び避難器具等を設置するなど消防法を遵守すること」とされているが、最低基準上どのように定義するか。

消防法の規定について

- ・ 消防法上、無料低額宿泊事業を行う施設に関して個別の規定は設けられておらず、一般的には、一定期間入居する施設であれば「寄宿舍・下宿等」の区分(下表①)に該当し、短期的に宿泊する施設であれば「旅館・ホテル等」の区分(下表②)に該当し、消防用設備の設置等が求められる。
- ・ なお、高齢者、障害者、児童等が利用する社会福祉施設等(※)のうち、主に要介護3以上や障害支援区分4以上などの避難が困難な者を入所させるものについては、より避難が困難な用途である区分(下表④)に該当し、それ以外のものは、別の用途区分(下表③)に該当し、消防用設備の設置等が求められる。

※ 社会福祉施設として列記されている施設以外でも、高齢者に対して業として介護等を提供する場合は、それらに類する施設として、同様の取扱いとなる。

消防法で求められる 主な防火対策		①寄宿舍、下宿又は共同住宅	②旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	③高齢者、障害者、児童等が利用する社会福祉施設(④以外)	④避難が困難な要介護者等を入所させる社会福祉施設
		消防法施行令別表第一(五)□	消防法施行令別表第一(五)イ	消防法施行令別表第一(六)ハ	消防法施行令別表第一(六)□
消防用設備	消火器	150㎡以上	150㎡以上	150㎡以上	全て
	スプリンクラー	11階以上の階	6,000㎡以上等	6,000㎡以上等	全て
	自動火災報知設備	500㎡以上	全て	全て	全て
	火災通報装置	1,000㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	全て
	誘導灯	—	全て	全て	全て
防火管理者		収容人員50人以上	収容人員30人以上	収容人員30人以上	収容人員10人以上
防災カーテン		—	全て	全て	全て

(参考) 消防法施行令別表第1の概要

(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(六)	イ (略) ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(※要介護度3以上の者を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(※同)、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※同)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(※障害支援区分が区分4以上の者を主として入所させるものに限る。)又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(※同。ハ(5)において「短期入所等施設」という。) ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校

令別表第一(六)項ロ(1)の総務省令で定めるもの	一 令別表第一(六)項ロ(1)に規定する避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(同項イに掲げるものを除く。) 二 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(同項イに掲げるものを除く。) 老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(同項イ及びロ(1)に掲げるものを除く。)とする。
--------------------------	---

方向性

- ◆ 消防設備については、消防法の規定(※)に基づき必要な設備を設けることとしてはどうか。
 - ※ 無料低額宿泊所の事業者が自主点検できるよう、どのような設置・運営形態であれば、どのような設備等が必要か、一覧として整理することを検討
- ◆ あわせて、消防法上の設置義務がかからない施設についても、消火器の設置、自動火災報知設備の設置など、防火対策の充実に努めることとしてはどうか。

※ 避難訓練の実施など運営面での対策については別途記載

【スプリンクラーの設置について】

- 消防法上、社会福祉施設において、スプリンクラーの設置が義務づけられているのは、主に要介護度3以上の者など自力での避難が困難な者が入所している場合となっている。
- 無料低額宿泊所は、介護等が必要な者の入居を前提とした施設ではない(※)ことから、スプリンクラーの設置義務の対象とはなっていない。

※ 入居者のうち、要介護認定を受けている者は5%、障害支援区分の認定を受けている者は1%
(入居者のうち要介護状態の者については、他の専門施設への転所等を検討することを基本とする)

- ただし、自主的な防火対策の強化について支援する観点から、平成31年度予算において、スプリンクラーの設置や天井や壁の防火工事、自動火災報知設備の設置工事などを行う場合について補助を行う仕組みを創設することとしている。

<参考> 現状(h30.7月末時点) 調査結果速報値(回答精査前)

入居者数	年齢別内訳		要介護認定を受けている者		障害者手帳所持者	障害支援区分	うち支援区分4以上
	65歳未満	65歳以上		うち要介護3以上			
約17,000人 (100.0)	約9,500人 (56%)	約7,500人 (44%)	約900人 (5%)	約160人 (1%)	約1,100人 (6%)	約210人 (1%)	約50人 (0.3%)

無料低額宿泊所における防火対策等の推進

【平成31年度予算(案)】(社会福祉施設等施設整備費補助金 195億円の内数)

(趣旨)

- 無料低額宿泊所のなかには、
 - ・ 老朽化した建物で事業を実施しており、防火対策等が不十分な施設や
 - ・ 高齢の生活保護受給者が増加し、避難等にあたり支援が必要な者も一定数入居しているため、より充実した防火対策が必要な施設がある。
- また、近年は多数の生活保護受給者等が罹災した火災事故も発生しており、無料低額宿泊所の居住者が安心して居住できる環境を整備するため、防火対策を推進する必要がある。
- このため、無料低額宿泊所の事業者が、防火対策のために基盤整備を行い、地方自治体が施設に対して補助を実施した場合に、国が地方自治体に対し一定額を補助する仕組みを創設する。

(事業内容)

【対象施設】

- 以下のような無料低額宿泊所のうち、日常生活の支援を必要とする者が多く入居し、基盤整備が効果的と自治体が判断したものとする。
 - ① 高齢者や障害・傷病者など避難に配慮を要する入居者が多く、防火安全対策が効果的と考えられる無料低額宿泊所
 - ② 市区町村より居宅生活移行支援事業の委託を受けている、若しくは居宅生活移行支援事業の委託を受けていないが、金銭管理、服薬管理、相談支援等の日常生活支援を行っている職員が、入居者数に応じて常駐している無料低額宿泊所

【整備内容】

- ① 防火安全対策
スプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備等の設置、自動火災報知設備の設置、天井等の内装の不燃化工事
- ② その他、必要な改修工事
上記①に付随して、車いす利用者のために段差をなくすためのバリアフリー化や施設の老朽化に伴う改修工事 等

(イメージ図)

